

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

魚津市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県魚津市

3 地域再生計画の区域

富山県魚津市の全域

4 地域再生計画の目標

本市においては、総人口は 1985 の国勢調査人口 49,825 人をピークに減少傾向に転じています。2020 年 10 月の本市の人口は、41,032 人となっています。今後も人口減少は継続することが見込まれており、2060 年の本市人口は、22,043 人（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計方法に準拠）と推計されていることから、人口減少のスピードを抑える取組を早急に行っていく必要があります。

年齢 3 区分別人口の推移では、年少人口と生産年齢人口の減少に対し、老年人口の増加が国や県よりも顕著であり、高齢化率が高くなっています。2021 年 4 月では年少人口 4,175 人、生産年齢人口 22,731 人、老年人口 13,985 人となっています。

自然増減については、2000 年代前半までは、出生数、死亡数どちらも増減を繰り返しながらも、ほぼ均衡状態を保ちながら推移してきましたが、2000 年代後半から、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっており、近年は死亡数の増加により、その傾向が一層強まっています。2021 年年 4 月では出生数 15 人、死亡数 44 人で 29 人の自然減となっています。合計特殊

出生率は概ね 1.4 前後で推移しており、全国平均や県内平均を上回ることがあるものの、国の長期ビジョンにおいて示された国民希望出生率（1.8）や人口を維持していくために必要となる人口置換水準（2.07）とは大きな隔たりがあります。

社会増減については、近年、転出数・転入数ともに減少傾向にあるものの、ほぼ毎年「転出」が「転入」を上回る「社会減」が続いています。2021 年 4 月では転入数 123 人、転出数 136 人で 13 人の社会減となっています。

移動先を見ると、富山市をはじめとした県内他市への転出が多い一方、東京・大阪等、大都市圏への転出も多くなっています。

年齢階級別の人口移動の状況をみると、大学等への進学や就職によると推察される転出数が、大学等卒業後の就職等による転入数（Uターン数）を上回っており、進学や就職で一旦地元を離れた若者が、そのまま戻って来ない傾向にあります。また、職場都合による転勤や、働く場を求め、本市以上の人口規模を持つ自治体への転出も見られることから、本市における魅力的な「働く場」が不足している事が考えられます。

このまま人口減少が加速すると、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されます。

これらの課題に対応するため、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げます。

- 基本目標 1 魅力あるしごとをつくりそだて、若者・女性に働く場として選択されるまちにします
- 基本目標 2 にぎわいの空間をつくり、魚津への新しいひとの流れをつくれます
- 基本目標 3 安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちを目指します
- 基本目標 4 活力ある地域をつくり、持続可能なふるさと魚津を目指します

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025 年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	年齢階級別純移動数 (15 歳～19 歳と 25 歳～29 歳の比較)	▲36 人	▲20 人	基本目標 1
	魚津市ふるさと寄付の件数 ※ 1	4,321 件	28,000 件	
	新規創業者数	11 件	25 件	
	有効求人倍率 ※ 2	1.38 倍	1.5 倍	
イ	人口動態における社会動態	▲179 人	▲40 人	基本目標 2
	観光入込数	1,536 千人	1,598 千人	
	延べ宿泊者数	310 千人	307 千人	
ウ	合計特殊出生率	1.40	1.70	基本目標 3
	I C T機器の活用率※ 1	小学校 55.2%	小学校 90.0%	
		中学校 79.2%	中学校 94.0%	
	この地域で今後も子育てを していきたいと思う親の割 合（3 歳児検診時）※ 2	93.8%	99.5%	
エ	市管理施設の CO ₂ 排出量	8,183t- CO ₂	7,782t- CO ₂	基本目標 4
	公共施設面積	187,139 m ²	184,966 m ²	
	健康寿命※ 2	男性 79.14 歳 女性 84.08 歳	男性 81.05 歳 女性 87.09 歳	

※1 2024年8月までに実施した事業の効果検証に活用

※2 2024年8月以降に実施する事業の効果検証に活用

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

魚津市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 魅力あるしごとをつくりそだて、若者・女性に働く場として選択されるまち事業

イ にぎわいの空間をつくり、魚津への新しいひとの流れをつくる事業

ウ 安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちを目指す事業

エ 活力ある地域をつくり、持続可能なふるさと魚津を目指す事業

② 事業の内容

ア 魅力あるしごとをつくりそだて、若者・女性に働く場として選択されるまち事業

様々な分野や業種において新たな雇用を創出することができる環境づくりに取り組むとともに、安定した雇用を継続できるよう、地域の産業を多角的に支援し、民間と連携し、官民一体となり働

く場として選ばれるまちにしていく事業

【具体的な事業】

- ・担い手の育成や集約化に取り組みつつ、多様化する市場ニーズにマッチした高付加価値な商品の開発や本市の歴史に根差したブランド化の推進等、クリエイティブな人材が活躍できるような働く場の創出
- ・企画・デザイン等の分野において、これらを得意とする女性の視点を積極的に取り入れ、女性の働く場の拡大にむけた官民連携
- ・市の基幹産業である製造業のほか、卸売・小売業、サービス業等、多様な産業の振興を図り、相互に付加価値を高め合い、安定した雇用を継続することと合わせ、ICT等を活用した生産効率を高める取組を支援し、若者・女性が希望を実現し、やりがいを感じながら働くことができる環境の整備 等

イ にぎわいの空間をつくり、魚津への新しいひとの流れをつくる事業

関係人口の創出・拡大を図り、魚津に居住せずともまちのにぎわいづくりに積極的に参加することができる環境整備に取り組む事業

【具体的な事業】

- ・移住・定住サポートに加え、ワーケーション等の柔軟な働き方の支援やマルチハビテーション等柔軟で豊かな暮らし方の支援を強化しつつ、良好な住環境の維持
- ・NPO等の民間事業者の協力を得ながらパークマネジメントのさらなる活動強化に取り組みつつ、中心市街地の都市機能向上と集約化
- ・インバウンドの取組を強化するとともに、様々なデータ分析と活用による観光客の満足度向上と効果的な観光施策の展開
- ・観光産業の底上げに向けた、官民連携による効果的な取組の推進 等

ウ 安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちを目指す

す事業

人口の自然動態の減少を抑え、社会動態を均衡からプラスにしていくため、安心・安全なまちづくりと子どもを地域の宝として地域全体で育てるとともに、災害に強いまちと安心・安全な暮らしを守り、選ばれるまちになるとともに、住み続けてもらえるまちにしていく事業

【具体的な事業】

- ・安心・安全な暮らしの基盤を活かしつつ、安心して子育てを行える環境整備
- ・合計特殊出生率の向上と子ども達の健やかな成長の結びつけ
- ・不妊治療に係る経済的負担の軽減や、個々の家庭環境に応じたきめの細かいサポート体制の構築等、すべての人々の妊娠・出産・子育てへの希望を叶える社会の実現
- ・学校教育の充実にあたり、多様な考えに触れ、学び合い、高め合う等、子どもたちの成長のため取り組んできた学校規模適正化の成果を活かしつつ、英語教育やプログラミング教育、ふるさと教育等を通じた児童・生徒の育成 等

エ 活力ある地域をつくり、持続可能なふるさと魚津を目指す事業

健全な行財政運営を基本としつつ、本市に関わるすべての人・団体・事業者が一体となり、協働によって活力あるまちづくりを進める事業。

【具体的な事業】

- ・「ゼロカーボンシティ」の実現や、再生可能エネルギーへの転換、豊かな自然資源の保全と活用
- ・市民一人ひとりの健康で心豊かな暮らしの実現を目指した市民の支え合いによる地域課題の解決と主体的な健康づくり
- ・すべての人がともに活動できる優しいまちづくりと持続可能な開発目標であるSDGsの考え方をまちづくり

- ・本市の魅力的な地域資源を最大限に活用した地域の諸課題解決に向けた活動

- ・ふるさとの歴史や文化財等を広く紹介し、市民あがての保存・継承・活用に向けた取組推進 等

※ なお、詳細は第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

560,000 千円（2021 年度～2025 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月までに産学官金労言及び外部有識者からなる「魚津市総合戦略推進委員会」による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画認定の日から2026年3月31日まで